

海の歴史学習補助教材制作業務
公募型プロポーザル方式実施要領

令和6年7月
余市町教育委員会

海の歴史学習補助教材制作業務公募型プロポーザル方式実施要領

1 目的

海の歴史学習補助教材制作業務（以下「本業務」という。）は、小学校を対象として①学習用動画6種類（概要、江戸時代、明治～昭和、現在、未来、海に関する低学年クイズ）、②学習補助教材（北前交易品クイズ）を作成し、これらを用いた学習プログラムにより、限りある授業数の中で効率的な郷土の海に関する歴史教育が実践され、子供たちが地元の海についての理解が深まることを目的とする。

2 業務の内容等

(1) 名称

海の歴史学習補助教材制作業務

(2) 内容

別紙「海の歴史学習補助教材制作業務に関する仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 業務委託期間

契約締結の日から令和7年2月28日

(4) 契約期間の見積限度額等

2,450千円（消費税及び地方消費税を含む）以内を想定する。

3 参加資格要件

本業務に係る公募型プロポーザルの参加資格要件は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 過去3年間に学習用教材の実績を5件以上有し、うち1件は動画制作であること。
- (2) 余市町入札参加資格者名簿に登録されていること。余市町入札参加資格者名簿に登録のない者は、競争入札参加資格審査申請手続きを済ませること。なお、新たに余市町競争入札参加資格者登録を行う場合は、7月29日（月）必着までに本業務に係る登録の申請を行うことができるものとする。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (4) 参加表明書の提出期限日において、余市町の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定による指名停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）

又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

（6）余市町暴力団排除条例（平成24年条例第19号）に規定する暴力団関係事業者等でないこと。

4 参加表明手続き

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加表明書及び必要書類を提出すること。

（1）提出期限 令和6年（2024年）8月6日（火）必着

（2）提出先 〒046-0011

北海道余市郡余市町入舟町21番地

余市町教育委員会社会教育課文化財係

電話：0135-22-6187

メール：moireyama@beach.ocn.ne.jp

（3）提出書類 参加表明書（第1号様式）原本1部

会社概要（任意様式）原本1部 写し9部

※会社概要は、会社案内のパンフレット等の使用を可とする。

（4）提出方法 郵送、持参

5 参加資格審査

本プロポーザルへの参加表明書を提出した者について、「3. 参加資格要件」に掲げる参加資格に合致しているか確認し、結果を通知するものとする。

6 受注候補者の選定方法

（1）選定審査

参加資格審査の結果、参加資格を満たすと認められる者（以下「企画提案者」という。）は、「7. 企画提案書の作成要領」により、企画提案書を作成し、提出するものとする。

余市町は、受注候補者の選定にあたり、「海の歴史学習補助教材制作業務選定審査会」（以下「審査会」という。）を設置し、企画提案書等の内容を審査する。

（2）選定審査の方法及び評価基準

選定審査は、企画提案書並びにこれに基づくプレゼンテーション及びヒアリングの実施による企画提案の内容等に関する評価（以下「評価点」という。）により行う。

ア. 評価点

評価点は、次の評価基準に基づき審査会の各審査員（5～7名）が審査する。

各評価項目の配点の合計は、審査員1名につき100点とし、項目ごとの配点は公表しないものとする。

【評価基準】

	評価項目	評価の着目点
1	業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none">・類似業務等の実績、経験があるか・業務のスケジュールが適切であり、実施体制が十分であるか（配置予定技術者の経験、能力等）・事業費の積算額について、具体的な根拠があり、妥当なものとなっているか
2	業務の企画・運営	<ul style="list-style-type: none">・業務の目的や内容を十分に理解した提案がなされているか・動画の内容が、公共及び教育に資するものとして相応しい内容であるか・余市町の特徴を踏まえ、効果的な海の学びの学習が期待できる内容であるか
3	その他	<ul style="list-style-type: none">・企画提案書とプレゼンテーションの整合性について・プレゼンテーションのわかりやすさ、質疑応答の適切・迅速性・その他、業務全般に対する意欲が感じられるか

(3) 受注候補者の選定

ア. 選定方法

各審査員が採点した評価点の合計を採点した審査員の数で除した平均点（以下「平均点」という。）、が最も高い企画提案者を受注候補者とする。

なお、平均点が60点（6割）に満たない企画提案者は、選定の対象としない。

イ. 同点の場合の取扱い

評価点の合計が同点である場合は、見積額が低い者を受注候補者とする。

上記によっても受注候補者を選定できないときは、くじ引きにより決定する。

(4) 選定結果の通知

選定結果については、文書で通知するものとし、余市町ホームペ

ージに掲載する。

(5) その他

選定結果に対する異議の申し立ては受け付けない。

7 企画提案書の作成要領

(1) 企画提案書は、企画提案書提出書（第2号様式）に添付して提出すること。

(2) 企画提案書は、日本工業規格A列4版大（A4サイズ）の用紙を使用するものとし、様式は定めない。

なお、図面等の提出を要する場合は、折りたたんでA4サイズ以内となるものの添付を認める。

(3) 企画提案書に実施体制計画書（第3号様式）及び見積書を添付し、見積額には消費税及び地方消費税を含めた額を記載すること。

8 企画提案書の提出

(1) 受付期間 令和6年（2024年）8月13日（火）午前9時から
令和6年（2024年）8月23日（金）午後5時まで

(2) 提出先 「4. 参加表明手続き」に同じ

(3) 提出書類

ア. 企画提案書提出書（第2号様式） 原本1部

イ. 企画提案書（任意様式） 原本1部 写し9部

ウ. 見積書（任意様式） 原本1部 写し9部

エ. 実施体制等計画書（第3号様式） 原本1部 写し9部

オ. 過去3年間の学習用教材の実績一覧（任意様式）

(4) 提出方法

郵送（8月23日必着）又は、持参により提出することとし、メール又はファックスでの提出は受理しない。

(5) その他

ア. 企画提案書等の提出は、1者につき1案とする。

イ. 企画提案書等の提出後の差替え及び再提出は認めない。

ウ. 提出された企画提案書等は返却しない。

エ. 提出された企画提案書等は本プロポーザルの審査以外の目的で使用しないものとする。

9 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案者は、審査会においてプレゼンテーション及びヒアリングを実施するものとし、実施方法は次のとおりとする。

ただし、企画提案者の数が4者を超える場合は、事前に書類選考を行い、

プレゼンテーション及びヒアリングの実施対象者を概ね4者程度とする。

- (1) 実施日 令和6年(2024年)8月26日(月)13時～
(実施対象者に別途通知する。)
- (2) 場所 余市町役場3階301・302号会議室
- (3) 提案時間 30分以内とする。(提案者多数の場合は時間を変更する
場合がある。)
- (4) 質疑応答 15分以内とする。
- (5) 参加人数 5名以内
- (6) その他
ア. プレゼンテーションは、パソコン、プロジェクタ及びスクリーンを使用
できるものとする。プロジェクタ、スクリーン、HDMIケーブル、
電源コードについては余市町教育委員会が用意する。
イ. プレゼンテーションは、提出された企画提案書に基づき行うものとし、
企画内容の追加、変更等は認めない。

10 質問及び回答

本プロポーザルに関し、質問がある場合は、電子メール又はファックスにより質問書(第4号様式)を提出すること。なお、質問の内容が提案の申込手続き等に関する場合は、質問と回答の内容を町ホームページで公表することがある。

- (1) 提出期限 令和6年(2024年)8月16日(金)午後5時まで
- (2) 提出先 FAX: 0135-22-6187
(余市町教育委員会社会教育課文化財係宛て)
メール: moireyama@beach.ocn.ne.jp
- (3) 回答方法 質問者及び参加表明者に電子メール又はファックスで回答する。

11 スケジュール

下記のスケジュールで実施する。なお、日程等は変更する場合がある。

令和6年	7月17日(水)	公募開始
	8月6日(火)	参加表明書提出締切
	8月13日(火)	提案書受付開始
	8月16日(金)	質問受付締切
	8月23日(金)	提案書受付締切
	8月26日(月)	プレゼンテーション実施
	9月上旬頃	選定結果の通知
	9月中旬頃	契約締結(予定)

1.2 失格事項

参加表明者が次の各号のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (2) 提出方法、提出先、提出期限の条件に適合しない場合
- (3) 提出書類が、本実施要領で指定する様式を使用していない場合
- (4) 見積額が委託限度額を超えている場合
- (5) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (6) プレゼンテーション及びヒアリングを欠席した場合

1.3 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 書類の作成、提出及びプレゼンテーション参加等に係る経費は、すべて企画提案者の負担とする。
- (3) 企画提案書等のすべての提出書類は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等は、本業務の受注候補者選定以外には無断で使用しないものとする。
- (5) 提出された企画提案書等は、本業務の受注候補者選定を行う作業に必要な範囲において複製することがある。
- (6) 企画提案者が業務の一部を第三者に委託する場合は、企画提案書にその旨を明記し、当該第三者に企画提案者の義務と同等の義務を負わせるものとする。
- (7) 前号に該当する場合は、企画提案者は当該第三者に対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- (8) 企画提案者が業務のすべてを第三者に委託することは認めない。
- (9) 選定審査の結果、選定された受注候補者が辞退又は失格、その他の理由により契約に至らなかった場合は、次点の者を受注候補者としてすることができるものとする。
- (10) 余市町は、やむを得ない理由等により本プロポーザルの実施を中止、又は変更することができるものとする。この場合において、余市町は、企画提案者が本プロポーザルの企画提案手続き等に要した一切の費用等を負担しない。
- (11) 本プロポーザルにより選定された受注候補者の企画提案内容は、その全てについて契約を保証するものではなく、当該受注候補者との契約手続きにおいては、当該業務の仕様等について余市町及び受注候補者が協議するものとする。